

議案第 5 号

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「又は同条第12項第2号」を「若しくは同条第12項第2号」に改め、「場合」の次に「又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第7条第1項各号列記以外の部分中「事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項中「、次に」を「次に」に改め、「ものに限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を、「行う施設」の次に「又は事業所」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第28条中「小規模保育事業B型」及び「小規模保育事業C型」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士を含み、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規

模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含み、附則第8項又は第9項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内

保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４９条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４９条において準用する第２９条第５号」」を削る。

附則第４項中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第７項中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第１０項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者又は地域限定保育士をいい、第３０条第３項若しくは第４５条第３項」を「地域限定保育士を含み、第３０条第３項若しくは第４項若しくは第４５条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２項の規定の適用がないとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項の規定により算定されるものをいう。）」を「前２項の規定の適用がないものとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第１３条の次に１条を加える改正規定は令和８年１２月２５日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項の条例で定める日）

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項の条例で定める日は、この条例の公布の日とする。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定を整備しようとするものである。

野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年野
田市条例第19号）

改 正 案	現 行
(設備運営基準の目的) 第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号若しくは同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合又は同条第10項第3号の規定に基づき<u>保育を必要とする児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合に</u>あつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(<u>法第6条の3第10項第3号に掲げる事業</u>(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業</u>」という。))を行う事業者(以下「<u>満3歳以上限定小規模保育事業者</u>」という。))にあつては、第1号及び第2号に<u>掲げる事項</u>)に係る連携協力を行う保育所、	(設備運営基準の目的) 第3条 設備運営基準は、市長の監督に属する家庭的保育事業等(法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。)を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあつては、当該児童を含む。以下同じ。)(以下「利用乳幼児」という。)が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 (保育所等との連携) 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「<u>連携施設</u>」という。)を適切に確保しなければならない。

幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する

(1)・(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2～6 (略)

7 前項(第2号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) (略)

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第19条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する

規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
(満 3 歳以上限定小規模保育事業者に
あつては、満 3 歳以上の幼児の利用定員)

(7)～(11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第 28 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業 C 型(満 3 歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。

(職員)

第 30 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号又は第 3 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(地域限定保育士を含み、

規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7)～(11) (略)

(小規模保育事業の区分)

第 28 条 小規模保育事業は、小規模保育事業 A 型、小規模保育事業 B 型及び小規模保育事業 C 型とする。

(職員)

第 30 条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 15 人につき 1 人(法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。)

(4) (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

附則第 8 項又は第 9 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 A 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第 32 条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所 B 型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(利用定員)

第 36 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 10 項第 1 号の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(職員)

第 45 条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業

(職員)

第 32 条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(利用定員)

第 36 条 小規模保育事業所 C 型は、法第 6 条の 3 第 10 項の規定にかかわらず、その利用定員を 6 人以上 10 人以下とする。

(職員)

第 45 条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(地域限定保育士を含み、附則第 8 項又は第 9 項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(職員)

第 48 条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

- 4 第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(地域限定保育士を含む。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前 2 項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(準用)

第 49 条 第 25 条から第 27 条まで及び第 29 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 25 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 27 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第 49 条において準用する次

(職員)

第 48 条 (略)

2 (略)

- 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第 49 条 第 25 条から第 27 条まで及び第 29 条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第 25 条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第 27 条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第 49 条において準用する次

条及び第 27 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第 26 条及び第 27 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 29 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。）」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等(満 3 歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。)が不足していることに鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(地域限定保育士を含み、第 30 条第 3 項若しくは第 4 項若しくは第 45 条第 3 項若しくは第 4 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、前 2 項の規定の適用がないものとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項により算定される保育

条及び第 27 条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第 26 条及び第 27 条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第 29 条中「小規模保育事業所 A 型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第 1 号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第 4 号において同じ。）」と、同条第 4 号中「次号」とあるのは「第 49 条において準用する第 29 条第 5 号」とする。

附 則

(連携施設に関する経過措置)

- 4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日から起算して 15 年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 30 条第 2 項各号又は第 45 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となるときは、第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 10 前 2 項の規定を適用するときは、保育士(法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者又は地域限定保育士をいい、第 30 条第 3 項若しくは第 45 条第 3 項又は前 2 項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前 2 項の規定の適用がないとした場合の第 30 条第 2 項又は第 45 条第 2 項の

<u>士の数</u>の3分の2以上、置かなければならない。	<u>規定により算定されるものをいう。)</u>の3分の2以上、置かなければならない。
--------------------------------------	--